

JA東京みどり

組合員限定

2022

# クリスマスキャンペーン

## 定期積金

令和4年11月1日(火) ▶ 令和5年1月31日(火)

JA東京みどり キャラクター  
みーどりん

【契約期間】1年以上3年未満

店頭表示利回り

+ 年 **0.02%**

【契約期間】3年以上5年以下

店頭表示利回り

+ 年 **0.05%**

ご利用いただける方 個人

払込方法 口座振替

払戻方法

約定回数の掛金払込みが完了した場合、満期日以降に一括して給付契約金を払い戻します。

期間 1年以上5年以下

掛込金額 掛金 月3万円以上

### ご契約モデルプラン

令和4年11月1日現在

毎月の掛金	満期積立金額 1年(12回)	満期積立金額 2年(24回)	満期積立金額 3年(36回)	満期積立金額 4年(48回)	満期積立金額 5年(60回)
30,000円	360,000円	720,000円	1,080,000円	1,440,000円	1,800,000円
40,000円	480,000円	960,000円	1,440,000円	1,920,000円	2,400,000円
50,000円	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,000,000円

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

 JA東京みどり

※詳しくは、下記店舗窓口または推進担当者におたずねください。

本店 TEL.042-535-1011  
国立支店 TEL.042-572-2101  
富士見台支店 TEL.042-572-8151

昭島支店 TEL.042-541-0021  
幸町支店 TEL.042-535-2211  
西砂支店 TEL.042-531-0014

村山支店 TEL.042-561-1611  
東大和支店 TEL.042-561-4321  
仲原支店 TEL.042-562-2311

# あなたもJAの組合員になりませんか

JA東京みどりの組合員にご加入していただきますと  
いろいろな特典があります。

特典

1

事業実績により、  
出資金に対しての  
配当金が  
受け取れます。



特典

2

事業実績により、  
定期貯金(一部商品除く)の  
お預入金額に対し、  
特別配当金が  
受け取れます。



特典

3

JA東京健康管理センターの  
日帰りドックが、  
組合員料金で  
ご利用いただけます。  
(JA東京みどり指導経済課  
にてお申込みできます)



※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに  
配当の有無・配当率が総代会で決定されます。

JAはどなた様にもご利用いただくことができます。現在多くの方が「組合員」として、  
JAの各事業をご利用いただいております。  
ぜひこの機会にご加入いただきますよう、ご案内申し上げます。



## 加入方法

- お申込みに際しましては、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)のご提示をお願いいたします。
- 当JAの普通貯金通帳・お届印をお持ちください。  
(配当金振込口座確認のため)

JA東京みどり

※詳しくは、下記店舗窓口または推進担当者におたずねください。

本店 TEL.042-535-1011  
国立支店 TEL.042-572-2101  
富士見台支店 TEL.042-572-8151

昭島支店 TEL.042-541-0021  
幸町支店 TEL.042-535-2211  
西砂支店 TEL.042-531-0014

村山支店 TEL.042-561-1611  
東大和支店 TEL.042-561-4321  
仲原支店 TEL.042-562-2311

## 商品概要説明書

令和4年度 組合員限定ウィンターキャンペーン定期積金

(令和4年11月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金<定額式> 愛称：令和4年度 組合員限定ウィンターキャンペーン定期積金
2. 取扱期間	・令和4年11月1日(火)～令和5年1月31日(火)
3. ご利用いただける方	・個人(組合員限定)
4. 期間	・1年以上5年以下
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 掛込金額	・口座振替 ・掛金 月3万円以上
6. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
7. 給付補填備金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約期間1年以上3年未満 店頭表示利回り+0.02% 3年以上5年以下 店頭表示利回り+0.05% ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客様は20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="520 409 1469 674"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・原則、中途解約はできません。</li> </ul>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みどり